

町内自治振興補助金交付規則及び熊本市防犯灯補助金交付規則に規定する書類の様式等を定める要綱

制定 令和2年 3月 19日市民局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内自治振興補助金交付規則（昭和47年規則第35号）第8条及び熊本市防犯灯補助金交付規則（昭和48年規則第35号）第8条の規定に基づき、規則及び要綱に規定する書類に記載すべき事項及びその様式を定めるものとする。

(記載すべき事項)

第2条 規則及び要綱に規定する書類に記載すべき事項は、次条に規定する様式に記載された事項とする。

(様式)

第3条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

規則及び要綱の条項	書類の名称	様式
町内自治振興補助金交付規則 第4条第1項 熊本市防犯灯補助金交付規則 第4条第1項	町内自治振興 熊本市防犯灯 補助金交付申込書	様式第1号
町内自治振興補助金交付規則 第5条第1項 熊本市防犯灯補助金交付規則 第5条第1項	町内自治振興 熊本市防犯灯 補助金交付決定通知書	様式第2号
町内自治振興補助金交付規則 第7条第1項 熊本市防犯灯補助金交付規則 第7条第1項	事業実施報告書	様式第3号

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**町内自治振興
熊本市防犯灯
補助金交付申込書**

年 月 日

熊本市長(宛)

申込者	町内自治会等名	
	代表者名	印

年度町内自治振興補助金及び熊本市防犯灯補助金の交付について、町内自治振興補助金交付規則第4条及び熊本市防犯灯補助金交付規則第4条の規定により、下記のとおり申し込みます。

1 町内自治振興補助金

年4月1日 現在の町内自治会等加入世帯数

世帯

2 防犯灯補助金 ※該当する区分の防犯灯について記入してください。

防犯灯の区分	灯数				
	契約電力が10 ワット以下のもの	契約電力が10 ワットを超え、20 ワット以下のもの	契約電力が20 ワットを超え、40 ワット以下のもの	契約電力が40 ワットを超え、60 ワット以下のもの	契約電力が60 ワットを超えるもの
4月1日までに設置されている防犯灯	灯	灯	灯	灯	灯
4月2日から6月30日までに設置された防犯灯	灯	灯	灯	灯	灯
7月1日から9月30日までに設置された防犯灯	灯	灯	灯	灯	灯
10月1日から12月31日までに設置された防犯灯	灯	灯	灯	灯	灯

3 添付書類

(1) 町内自治振興補助金関係

- ① 年度 事業(活動)計画書
- ② 年度 収支予算書

(2) 防犯灯補助金関係

- ・ 4月1日までに設置されている防犯灯
 - ① 電力会社発行の4月分の電気料金領収書
- ・ 4月2日から12月31日までに設置された防犯灯
 - ① 電力会社発行の電気料金領収書
 - ② 灯数及び設置日の確認ができる書類

(3) (1)、(2)全補助金共通

- ① 通帳(口座番号及び口座名義等がわかるページ)の写し

発第 号
年 月 日

申込者 名称
代表者

様

熊本市長
（ 区役所総務企画課扱い）

町内自治振興
熊本市防犯灯

補助金交付決定通知書

年度町内自治振興補助金及び熊本市防犯灯補助金については、町内自治振興補助金交付規則第5条及び熊本市防犯灯補助金交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1 補助事業等の名称及び補助金額

(1) 町内自治振興補助金	円	(世帯)
(内訳) 均等割	円	
世帯割	円	
(2) 熊本市防犯灯補助金	円	(灯)

2 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業終了後、事業実績報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。
- 3 補助条件に違反したとき、不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付されたものについて返還を命ずることがある。
 - 4 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
 - 5 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第3号 (第3条関係)

町内自治振興
熊本市防犯灯

事業実施報告書

年 月 日

熊本市長 (宛)

町内自治会等名	
代表者	印

年度町内自治振興補助金及び熊本市防犯灯補助金については、町内自治振興補助金交付規則第7条及び熊本市防犯灯補助金交付規則第7条の規定により、別紙のとおり報告します。

<添付書類>

- (1) 年度 事業 (活動) 実績報告書 (具体的内容を記したもの)
- (2) 年度 収支決算書